## 7 農林水産業関係

## ア 農業・農産物等

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におい				
		実が	も 予 定 ほ	寺 期	講ぜられた措置の概要等 備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
		度	度	度	
麦の価格政策等	今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」(平成10年5月		政策大綱」に		(農林水産省)
(農林水産省)	29 日省議決定)を踏まえ、逐次施策の具体化を図り、必要な措置を		換プログラ		麦政策については、「新たな麦政策大綱」に即し各般の
	講ずる。		ながら、逐		施策を総合的に展開しており、特に国内産麦については、
		次実施			平成12年産麦から民間流通へ移行するための所要の条件整
					備を行った。平成 14 年産麦においては、流通量のほぼ全量 が民間流通に移行する見込み。
					が氏间が囲に移行する兄込み。
 農産物検査	農産物検査については、平成 13 年度以降、民間検査機関の登録や	登録の実施	民間移行		(農林水産省)
(農林水産省)	当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成 18 年度の検査の原則		. 201–31213		平成 13 年 12 月末現在において、約 300 の民間検査機関
	完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。				が登録し、農産物検査を実施した。また、農産物検査員に
					ついても約3,900人の養成を行ったところであり、民営化
					移行計画に沿って着実に移行が図られている。
農業生産法人制	農地法の一部を改正する法律により、平成13年3月から、農業生	逐次実施			(農林水産省)
度(曹林小文仏)	産法人の一形態として、新たに株式会社が追加されたこと等を踏ま				農地法の一部を改正する法律の施行、平成13年3月1日)
(農林水産省)	え、農家等の農業関係者が構成員の中心となり、農業協同組合・バ				を受けて、説明会の開催等により、新たな農業生産法人制度の関係を図えたとれば、農業経営のは、人体を進めるため
	イオ産業・食品産業等の参加を得つつ、株式会社形態等農業経営の 法人化を進める。				度の周知を図るとともに、農業経営の法人化を進めるため、 農業法人育成支援事業 (平成13年度予算額3億円)等を実
	石八七を建める。				展表の人自成文版事業(十成13 年度)。昇韻う思门)寺で美 施した。
					間主導の農業法人投資育成会社(農業法人への出資業務を
					行う会社)を設立し、当該会社から農業法人への投資を促
					進するための関係法案を、第 154 回国会に提出した。
					なお、施行後1年が経過した平成14年2月時点において、
					株式会社形態の農業生産法人は15法人となっている。

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	ける決定内容				
		実が	10 予 定 11	寺 期	講ぜられた措置の概要等 備	考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
遺伝子組換え農	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	逐次実施			(農林水産省)	
産物に係る品質	に基づく遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準については、遺伝				組成、栄養素等が従来のものと著しく異なる遺伝子組	
表示	子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、検出方法の進				換え農産物(高オレイン酸遺伝子組換え大豆)及びこれ	
(農林水産省)	歩等に関する新たな知見、消費者の関心、国際的な規格の検討状況				を主な原材料とする加工食品について、「高オレイン酸	
	等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。見直しに当たっては、食品				遺伝子組換え」である旨の表示を義務付けた。	
	製造業者等に対して過度の負担を強いる基準とならないよう留意す				なお、新基準の施行後、表示の義務付けまでに、一定	
	<b>ప</b> .				の猶予期間を設けている。 (平成 13 年 9 月 28 日施行、	
					平成 14 年 1 月 1 日から義務付け)	
					ばれいしょ加工品を遺伝子組換えに関する義務表示の	
					対象品目に加えた。	
					なお、新基準の施行後、表示の義務付けまでに、一定	
					の猶予期間を設けている。 (平成14年2月施行、平成15	
					年1月から義務付けの予定)	

	規制改革推進3か年	計画(平原	成13年	3月30日		ナる決定内容				
						実が	1 予 定 11	寺 期	講ぜられた措置の概要等 備:	考
事 項 名	措	置	内	容		平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度		
遺伝子組換え技 術の環境安全性 (農林水産省)	農産物等に係る遺伝子は、国民の理解(パプリ 遺伝子組換え技術に関す 議の開催等、消費者の関	ック・アク	フセプタ: 閑、広く	ンス)の 国民一船	確保を図るため、 役を対象とした会	逐次実施			(農林水産省) 遺伝子組換え農作物に関して、組換え技術の持つ可能性 や環境・健康等に与える影響など消費者の関心に的確に対応し、幅広い情報提供を行うため、以下の措置を講じた。 ・ バイオテクノロジー体験研修 高校生、教員を始め、広く一般市民を対象とし、つくば、横浜、大阪、三重において7月中旬~8月の間で実施。 ・ バイテク市民フォーラム、展示会 大阪(8月)、名古屋(10月)、千葉(11月)においてバイテク市民フォーラムを、また農林水産祭(東京国際展示場)や消費者の部屋(農林水産省)において展示会を開催。 ・ パンフレットを作成し随時配布(各種年間約4万部)・ 農林水産省のホームページを通じた情報提供(安全性確認状況、Q&A)・ 自治体、各種団体等の主催による講演会、学習会、シンポジウム等への講師派遣	
国内産糖製造事 業者の指定製造 施設の設置承認 (農林水産省)	平成12年10月から新た 甘味資源作物及び国内産 を踏まえ、甘味資源特別技 検討を行う。	糖企業の	生り方に	ついての	つ環境変化の状況	り方につい	物及び国内産 ての環境変化 討・結論		,	
酪農事業施設の 設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の ついては、加工原料乳生 新制度への移行(平成13 等の状況変化を踏まえ、 直しを行う際に、見直し	産者補給3 3 年 4 月 ) 酪農事業施	金等暫定 に伴う、	措置法の	)一部改正による 通の広域化の進展	化を踏まえ、認を含めた	、酪農事業施 制度の見直し	設の設置承	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	ける決定内容				
		実が	1 予定日	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	中山間地域等直接支払制度について、制度の的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	検証		検証	(農林水産省) 平成 13 年度までの実施状況を点検中であり、その結果については、第三者機関における検討を経て、本年 6 月末に平成 13 年度の実施状況と合わせて公表することとしている。	
土地改良制度 (農林水産省)	土地改良事業の適正かつ円滑な推進を通じて我が国農業の生産性の向上を図り、農業の体質強化を促進する等の観点から、国・県営土地改良事業の計画概要について地域住民等から意見を聴取する仕組みを導入する等、土地改良制度についての見直しを行う。(第151回国会に関係法案提出)	措置 (法律案 成立後公 布·施行)			(農林水産省) 土地改良法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 82 号)により措置。 (平成 13 年 6 月 29 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行)	

# イ 林 業

	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における	る 決定内容	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						
		実が	色 予 定 🏻	寺 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考			
事項名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年					
		度	度	度					
森林計画制度 (農林水産省)	持続可能な森林経営を推進し、森林の多様な機能の持続的発揮を図るため、全国森林計画を変更するとともに、森林計画制度について、次の見直しを行う。  a 地域の合意の下、重視すべき機能に応じた森林の区分を導入し、当該区分に応じて、針葉樹と広葉樹の特性もいかしつつ適切な森林施業を推進する。 (第151 回国会に関係法案提出)	(法律案 成近後全 国森林計画の変更) 措置			(農林水産省) 持続可能な森林経営を推進し、森林の多様な機能の持続 的発揮を図るため、森林・林業基本法の制定(平成13年法 律第107号)及び森林法の一部改正(平成13年法律第109 号)(平成13年7月11日公布、施行)を行うとともに全 国森林計画を変更(平成13年10月26日閣議決定)し、森 林計画制度について次の見直しを実施。 森林を重視すべき機能に応じて水土保全林、森林と人と の共生林、資源の循環利用林に区分し、その機能が最大限 に発揮されるような施策体系へと見直すことなどにより、 多様な森林づくりを推進。				
	b 森林施業計画の認定要件を見直すとともに、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。あわせて、造林関係補助事業においても、これらの者を事業主体に追加する。 (第151 回国会に関係法案提出)	措置 (法律案 成立後公 布·施行)			(農林水産省) 受託等により森林所有者から森林の立木竹について使用 又は収益をする権原を得て森林の施業・経営を行う者を森 林施業計画の作成者に追加。また、平成14年度予算にお いて、森林施業計画の認定を受けた者を造林関係補助事業 の事業主体に追加。(平成14年4月1日から実施)				
	c 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	検討	検討	結論	(農林水産省) 評価の基礎となる森林資源の状況及びその変化について の調査を実施中。				
	d 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、 森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	逐次実施			(農林水産省) 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備に資するため森林地理情報システムの整備を推進。				

	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における				
		実が	色 予 定 🏻	寺 期	講ぜられた措置の概要等 備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
		度	度	度	
林道の規格・構	林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推	検討	措置		(農林水産省)
造	進するとともに、間伐の促進等に資するため、林道の規格・構造の				林道の管理及び構造に関する基本的事項を定める「林道
(農林水産省)	弾力化を検討する。				規程」について、平成14年3月に縦断勾配の通常値の引き
					下げ等の改正を行い、平成14年度から実施。
保安林の指定施	森林の多様な機能の持続的発揮に資するため、保安林の指定施業	措置			(農林水産省)
業要件	要件の基準を見直す。				森林法施行令の一部を改正する政令 (平成 13 年政令第
(農林水産省)					304 号)及び森林法施行規則の一部を改正する省令(平成
					13 年農林水産省令第 141 号 ) 等により、伐採の限度及び植
					裁の方法に係る指定施業要件の見直しを実施。
					(平成 14 年 4 月 1 日施行)

# ウ 水産業

	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における					
		実が	色 予 定 18	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
水産資源管理制	循環型社会の構築等の観点から、水産資源の適切な保存及び管理	措置			(農林水産省)	
度	と持続的利用を図るため、現行制度を見直し、広域的な海域におけ	(法律案			漁業法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 90 号 )	
(農林水産省)	る資源の管理に適切に対応し得る資源管理体制の整備等の所	成立後公			により措置。	
	要の措置を講ずる。	布•施行)			(平成 13 年 6 月 29 日公布、平成 13 年 10 月 1 日一部施行)	
	(第151回国会に関係法案提出)				海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正す	
					る法律 (平成 13 年法律第 91 号 )により措置。	
					(平成 13 年 6 月 29 日公布、平成 13 年 11 月 1 日施行)	
漁業権の管理	漁業権制度について、次の見直しを行う。	措置			(農林水産省)	
(農林水産省)	a 特定区画漁業権の対象養殖業の見直し	(法律案			漁業法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 90 号 )	
	b 定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し	成立後公			により措置。	
	c 漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し	布•施行)			(平成 13 年 6 月 29 日公布、平成 13 年 12 月 1 日施行)	
	(第 151 回国会に関係法案提出)					
漁業許可制度	漁業許可制度について、次の見直しを行う。	措置			(農林水産省)	
(農林水産省)	a 許可の承継に係る制限の緩和	(法律案			漁業法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第90号)	
	(第 151 回国会に関係法案提出)	成立後公			により措置。	
		布•施行)			(平成 13 年 6 月 29 日公布、平成 13 年 12 月 1 日施行)	
	b 指定漁業と承認漁業の統合等の許可制度の見直し	検討	一部措置	措置	(農林水産省)	
					漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部	
					を改正する政令 (平成14年政令第1号)等により、指定漁	
					業、承認漁業等の業種を見直し、新たに北太平洋さんま漁	
					業等を指定漁業に追加するとともに、実態の失われた北洋	
					はえなわ・さし網漁業等を削除することにより措置。	
					(平成 14 年 1 月 17 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行)	
	c 漁業の操業に係る規制の見直し	検討	一部措置	措置	(農林水産省)	
					指定漁業の許可の一斉更新 (平成14年8月予定)の際に、	
					指定漁業の操業に係る規制を見直すべく検討。	

	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における					
		実が	色 予 定 🏻	寺 期	講ぜられた措置の概要等備	考
事 項 名	措 置 内 容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
漁船管理制度(農林水産省)	漁船建造に係る手続を迅速化し、漁業経営上の負担を軽減するため、漁業許可制度等との関係を考慮しつつ、漁船管理制度について、次の見直しを行う。 a 漁業の管理区分と漁船の確認の権限者を一致させる。 b 漁船の登録票等の検認期間を延長する。 c 都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め、所要の措置を講ずる。 (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法律案 成立後公 布·施行)			(農林水産省) 漁船法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 110 号) により措置。 (平成 13 年 7 月 11 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行)	

# エ その他

	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における					
		実が	色 予 定 日	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
生鮮食料品流通 制度 (農林水産省)	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論	(農林水産省) 市場関係者等からなる委員会等を開催して、卸売市場の 競争力強化のための総合的な検討を進めているところ。	
競走馬の出走制 限 (農林水産省)	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成 11 年 11 月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」(計画期間:平成 12 年~16 年)に沿って着実に実行する。	計画実行			(農林水産省) 平成 12 年以降の出走制限緩和計画(計画期間:平成 12年~16年)を着実に実行しているところ。	